

別添

国 地 契 第 57 号
国 官 技 第 386 号
国 営 設 第 178 号
令和 2 年 3 月 11 日

各 地 方 整 備 局 総務部長 殿
企画部長 殿
営繕部長 殿
国土技術政策総合研究所 総務部長 殿
国 土 地 理 院 総務部長 殿

大臣官房

地 方 課 長
技 術 調 査 課 長
官庁営繕部設備・環境課長

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の
手続の簡素化・迅速化の促進について

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等については、「公共工事の代価の中間前金払について」（昭和 47 年 7 月 25 日付け建設省会発第 633 号）、「公共工事の代価の中間前金払に係る認定等の取扱について」（昭和 47 年 7 月 25 日付け建設省会発第 634 号）、「中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例について」（昭和 48 年 3 月 22 日付け建設省会発第 1279 号）及び「「中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例について」の新型コロナウイルス感染症に係る運用の明確化について」（令和 2 年 3 月 11 日付け事務連絡）に基づき実施されているところであるが、その手続に当たっては、下記の事項に留意し、遺漏なきよう措置されたい。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う工事の一時中止等を実施する受注者について、当該一時中止等によって受注者の資金繰りが逼迫することのないよう、本措置を適切に運用されたい。

なお、「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について」（平成 10 年 11 月 27 日付け建設省厚発第 47 号、建設省技調発第 227 号、建設省営監発第 84 号）は廃止する。

記

1. 中間前金払に係る認定の簡素化・迅速化

(1) 「公共工事の代価の中間前金払に係る認定等の取扱について」（昭和 47 年 7 月 25 日建設省会発第 634 号）における認定資料としては、工事

請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）の別冊をいう。以下同じ。）第11条に基づく履行報告書をもって足りることとする。

- (2) 設計図書の変更指示書に基づき、新規工種等の追加指示が行われていれば、当該新規工種等の追加に係る契約書の変更が行われていなくても、当該新規工種等に係る出来高を、認定対象とする出来高に含めることができるものとする。
- (3) 工事請負契約書第34条第4項に基づく中間前払金に係る認定の請求があった場合は、直ちに認定を行い、結果を通知することとしているが、受注者が提出する資料に内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は連休期間前その他特別の事情があるときを除き、当該請求を受けた日から遅くとも7日以内に当該通知を行うこととする。また、工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前払金の支払請求があったときは、当該支払請求を受けた日から14日以内に当該支払を行うことと定めているところであるが、手続の一層の迅速化に努めること。

2. 既済部分検査等の簡素化

- (1) 中間技術検査を実施済みの工事目的物の部分については、当該中間技術検査結果をもって、既済部分検査結果とみなすことができるものとする。
- (2) 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。なお、現場での目視による確認に代わり遠隔臨場による確認も可とする。
- (3) 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではない。
- (4) 既済部分検査等においては、工事写真について、提出対象とするもの以外の写真是、管理ファイルの作成やファイル名等の整理状況を問わないものとする。
- (5) 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについて、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- (6) 検査を実施する際には、契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要な根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- (7) 2. (3) から (6) の簡素化措置の適用を受注者が求めた場合等に、その事実をもって工事成績に係るマイナス要因として評価しないこと。

3. 関係者への周知

本通知の内容については、既に発注している工事の受注者等に、別紙1の通知文案並びに中間前金払をした工事について既済部分払ができるとの特例に関する別紙2及び別紙3の通知等を参考として適切に周知されたい。